

NEW

ひとり暮らし
高齢者の方へ

見守り機器サービスの 利用料を補助します

区に登録された見守り機器サービス(緊急通報タイプ・センサータイプ・生活リズムタイプ等)の月額利用料の一部を補助します。

区内でひとり暮らしをしている70歳以上で、区の他の見守りサービス(救急通報システム等)を利用していない方

補助額(上限)/一人月額1000円 ※初期費用・その他の費用は除く。

サービス内容や申込方法等詳しくは、区HPをご覧ください。

高齢福祉課 ☎5432-2256 FAX5432-3085
区HPQ 30259

NEW

自宅にエアコンがない低所得者世帯の方へ エアコン購入費を助成します



次の全てに当てはまる世帯

- ①自宅にエアコンが1台もない(または故障により使用できるエアコンが1台もない)
- ②住民税非課税または均等割のみ課税(6月30日までに申請する場合は令和7年度(2025年度)の課税状況、7月1日以降に申請する場合は令和8年度(2026年度)の課税状況)
- ③助成金申請時に区内在住
- ④生活保護を受給していない

対象機器/4月15日以降に購入した新品のエアコン

助成額(上限)/10万円(設置費も含む。東京ゼロエミポイントとの併用可)

区HPからオンライン手続き、申請書(区HPにあり)を生活福祉課エアコン購入費助成担当へ郵送 10月30日(必着)まで

担当/生活福祉課 ☎せたがやコール 区HPQ 31918

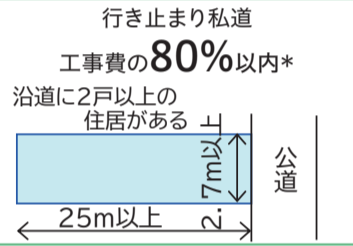
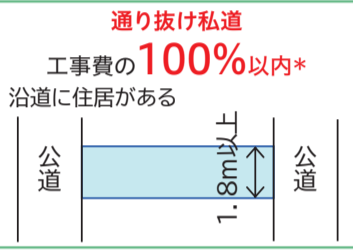
私道整備助成制度の助成率を拡充します

不特定多数の方が自由に通行できる通り抜け私道について、適切な維持管理を促進し、交通の安全性を確保するため、助成率を100%に拡充します(行き止まり私道の助成率は、現行の80%を据え置きます)。

※申請には私道の土地所有者全員の同意が必要です。

老朽化した私道の舗装補修工事等
※舗装と側溝の著しい破損や、前回の助成からの経過期間など要件あり。

詳しくは、区HPをご覧ください。地域の土木管理事務所にお問い合わせください。
*助成額は、区が算出した工事費に助成率を乗じた額と実工事費のうちの低い金額。



土木管理事務所(世田谷☎3424-2790 FAX3424-2501、北沢☎5486-7010 FAX3412-6847、玉川☎3702-4914 FAX3702-3762、砧☎3417-9571 FAX3417-9573、烏山☎3308-8133 FAX3305-2484)、
豪雨対策・下水道整備課 ☎6432-7963 FAX6432-7993 区HPQ 4606

NEW

止水板の工事・購入費用を助成します

浸水対策の一環として、新たに助成を開始しました。

住宅・事務所等の所有者または使用者

助成対象/止水板の工事費用・購入費用



止水板とは、建物等への浸水を防止するために、出入口や開口部に設置するパネルです▶

工事を伴う場合の助成額

	助成率	限度額
個人	5分の4	100万円
法人	5分の3	100万円

購入のみの場合の助成額

	助成率	限度額
個人	5分の4	16万円
法人	5分の3	16万円

原則、事前申請が必要。ただし、令和7年(2025年)7月10日～令和8年(2026年)3月31日にすでに設置・購入した場合も助成の対象。申込方法等詳しくは、区HPをご覧ください。

豪雨対策・下水道整備課 ☎6432-7963 FAX6432-7993
区HPQ 31783

子育て世帯や若者夫婦世帯の 定住や住み替え等を応援する事業

ずっと、世田谷。がはじまります

Zutto, Setagaya



子育て世帯や若者夫婦世帯が区内に定着し、地域の活力の維持・向上を図ることを目的として、

①定住応援、②住み替え応援、③多世代近居・同居応援事業を実施します。

① NEW 定住応援事業

子育て世帯または若者夫婦世帯が、建築・購入により区内の住宅を取得し転居した場合、定住応援金を交付します。

- 条件/ ●夫婦のいずれかが区内に引き続き5年以上居住
●4月1日以降に住宅の売買契約や建築工事請負契約を締結
●住宅の用に供する部分の占有面積が50平方メートル以上 ほか

応援金額/30万円およびせたがやPay10万ポイント

申請受付開始日/6月1日

③ リニューアル 多世代近居・同居応援事業

子育て世帯とその親世帯が、区内で新たに近居※・同居した場合、その初期費用の一部を応援金として交付します。

※子育て世帯と親世帯のいずれもが区内に居住し、住宅間の直線距離が3キロ以内または同じ区立中学校区域内もしくは隣接する区立中学校区域内。

- 条件/申請者世帯ではない方の世帯が区内に1年以上居住
対象費用/引越し費用、仲介手数料、礼金・権利金、不動産登記費用
応援金額/上限30万円

リニューアルポイント

3月31日までに住宅の売買・賃貸借契約等を締結された方は契約前に申請が必要でしたが、4月1日以降に契約をされた方は、引越し後の申請で応援金の交付が可能になりました。

② NEW 住み替え応援事業

子育て世帯または若者夫婦世帯が、区内の民間賃貸住宅に転居した場合、住み替え応援金を交付します。

- 条件/ ●夫婦のいずれかが区内に引き続き1年以上居住
●4月1日以降に住宅の賃貸借契約を締結
●住宅の用に供する部分の占有面積が最低居住面積水準以上 ほか

応援金額/せたがやPay10万ポイント

申請受付開始日/6月1日

①②未就学児を養育する子育て世帯または夫婦のいずれかが39歳以下である若者夫婦のみの世帯③近居・同居するために区外から転入、区内転居する18歳未満の子どもを養育する子育て世帯またはその親世帯
※同性パートナー・事実婚・ひとり親の世帯を含む。
※子育て世帯には妊娠中で母子健康手帳が交付されている場合を含む。
※建築基準法に規定する新耐震基準(昭和56年(1981年)6月施行)に適合または同等の耐震性能を有している住宅が対象。

他予算が上限に達し次第終了。転入・転居した日(住民票上の異動日)から90日以内に申請が必要。条件等詳しくは、区HPをご覧ください。①②地域の活力の維持・向上を図ることを目的としているため、地域活動団体や地域活動への参加意向を確認します。③との併用可。

担当/居住支援課 ☎補助金受付窓口 ☎03-5432-2260 FAX03-5432-3039 区HPQ 24196